

## 料金通則表 新旧対照表

改正後	改正前
<p>料金通則表</p> <p>(利用料金の計算方法等)</p> <p>1 会社は、システム利用契約者が支払う利用料金について料金表に基づき月単位で計算をする。この場合、その全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。</p> <p>2 月の途中においてシステムの利用開始、解除又はシステム利用契約の変更がある場合における利用料金の負担は、次によるものとする。</p> <p>(1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金</p> <p>当該月分のシステム利用料金を全額会社に支払うものとする。</p> <p>(2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供料</p> <p>当該月分の提供料を全額会社に支払うものとする。</p> <p><u>(3)</u> 料金表第<u>3</u>表に掲げる回線使用料金等</p> <p>イ 専用線接続の場合</p> <p>回線使用料、屋内配線使用料、デジタルサービスユニット使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。</p> <p>ロ ブロードバンド接続の場合</p> <p>回線使用料、屋内配線使用料、回線終端装置使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。</p> <p>(最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合の回線使用料等の負担)</p> <p>3 システム利用契約者は、第21条に規定する最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合には、通則2 (<u>3</u>)の規定にかかわらず、最低利用期間内に支払うべき回線使用料等(回線初期費用及び回線工事費等を除く。以下通則5まで同じ。)の合計額から回線の開通日以後に支払った回線使用料等の合計額を控除した額を会社に支払うものとする。</p> <p>4 システム利用契約者は、第21条に規定する最低利用期間内に専用線接続の場合のアクセ</p>	<p>料金通則表</p> <p>(利用料金の計算方法等)</p> <p>1 会社は、システム利用契約者が支払う利用料金について料金表に基づき月単位で計算をする。この場合、その全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。</p> <p>2 月の途中においてシステムの利用開始、解除又はシステム利用契約の変更がある場合における利用料金の負担は、次によるものとする。</p> <p>(1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金</p> <p>当該月分のシステム利用料金を全額会社に支払うものとする。</p> <p>(2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供料</p> <p>当該月分の提供料を全額会社に支払うものとする。</p> <p><u>(3) 料金表第3表に掲げる保稅管理資料保存に係る料金</u></p> <p><u>当該月分の料金を全額会社に支払うものとする。</u></p> <p>(4) 料金表第4表に掲げる回線使用料金等</p> <p>イ 専用線接続の場合</p> <p>回線使用料、屋内配線使用料、デジタルサービスユニット使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。</p> <p>ロ ブロードバンド接続の場合</p> <p>回線使用料、屋内配線使用料、回線終端装置使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。</p> <p>(最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合の回線使用料等の負担)</p> <p>3 システム利用契約者は、第21条に規定する最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合には、通則2 (<u>4</u>)の規定にかかわらず、最低利用期間内に支払うべき回線使用料等(回線初期費用及び回線工事費等を除く。以下通則5まで同じ。)の合計額から回線の開通日以後に支払った回線使用料等の合計額を控除した額を会社に支払うものとする。</p> <p>4 システム利用契約者は、第21条に規定する最低利用期間内に専用線接続の場合のアクセ</p>

